

〔臨時職員人材バンクへの登録募集〕

町では、臨時職員等の人材確保及び効率的な雇用を促進するため、臨時職員人材バンクへの登録募集を行います。臨時職員等を採用する場合は、欠員に応じて随時、登録者名簿の中から選考して採用することになります。

登録は随時受付しますが、4月からの採用を希望する場合は、2月末までに提出してください。

なお、登録申請書を提出しても必ずしも採用されるとは限りません。

〔登録申請から採用までの流れ〕

- ①臨時職員人材バンク登録申請書の提出（応募者→町）
- ②臨時職員人材バンク登録者名簿の作成（町）
- ③書類審査、選考、採用決定（町）
- ④採用決定通知（町→応募者） ※平成21年4月からの採用は3月中。

〔登録受付職種〕

- （事務職） 一般事務ほか
- （専門職） 保育士、保健師、看護師、栄養士、介護支援専門員ほか
- （技能職） 運転技能員、調理員ほか
- （労務職） 用務員、施設管理員、作業員ほか
- （その他） 放課後児童クラブ指導員ほか

〔応募資格〕

- ①町及び近隣市町村に在住している方
- ②満年齢18歳以上70歳未満の方
- ③希望する職種に必要な資格免許を取得している方
- ④健康状態が良好である方
- ⑤成年被後見人又は被保佐人でない方
- ⑥禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない方

〔登録申請に必要な書類〕

- ①横浜町臨時職員人材バンク登録申請書
役場総務課にあります。郵送を希望する場合は、80円切手を同封のうえ下記に請求してください。
- ②資格・免許等のコピー

[勤務条件等]

- ①賃 金 5,400 円～6,500 円 (職種により異なります。)
- ②通勤手当 通勤距離に応じて支給
- ③勤務場所 本庁及び町内の町の施設
- ④勤 務 日 基本的に月曜日～金曜日
- ⑤勤務時間 基本的に8時～17時
- ⑥休憩時間 基本的に12時～13時
- ⑦年次休暇 半年で10日以内 (任用期間により異なります。)
- ⑧任用期間 基本的に6ヶ月以内 (期間の更新あり)
- ⑨社会保険等 社会保険、雇用保険に加入

[申込み・問い合わせ先]

■横浜町役場 総務課 総務防災グループ

〒039-4145 横浜町字寺下 35

☎0175-78-2111 内線 323